

偏光フィルム事件（特許取消決定取消請求事件）	
事件の表示	平成17年（ネ）第10042号 判決日：平成17年10月7日 原告：日本合成化学株式会社 被告：特許庁長官
判決	原告の特許取消決定取消請求を棄却する。
参照条文	特許法第36条4項1号、第36条6項1号
キーワード	サポート要件

〔事実関係〕

1. 事案の概要

明細書（特許請求の範囲含む）の記載不備を理由に特許庁が特許取消決定をしたため、これに対し、原告がその取消しを求めた事案である。

2. 本件特許発明の説明等

（1）本件特許発明の請求項1について

【請求項1】

（a）ポリビニルアルコール系原反フィルムを一軸延伸して偏光フィルムを製造するに当たり、

（b）原反フィルムとして厚みが30～100 μ mであり、かつ、

（c）熱水中での完溶温度（X）と平衡膨潤度（Y）との関係が下式で示される範囲であるポリビニルアルコール系フィルムを用い、かつ

（d）染色処理工程で1.2～2倍に、さらにホウ素化合物処理工程で2～6倍にそれぞれ一軸延伸することを特徴とする

（e）偏光フィルムの製造法。

（f） $Y > -0.0667X + 6.73 \dots (I)$

$X \geq 65 \dots (II)$

但し、X：2cm×2cmのフィルム片の熱水中での完溶温度（℃）

Y：20℃の恒温水槽中に、10cm×10cmのフィルム片を15分間浸漬し膨潤させた後、105℃で2時間乾燥を行った時に下式浸漬後のフィルムの重量／乾燥後のフィルムの重量より算出される平衡膨潤度（重量分率）

（2）明細書について

本件の明細書には、図1に示すように、1次式の範囲に含まれる実施例が2点、1次式の範囲に含まれない比較例が2点記載されています。

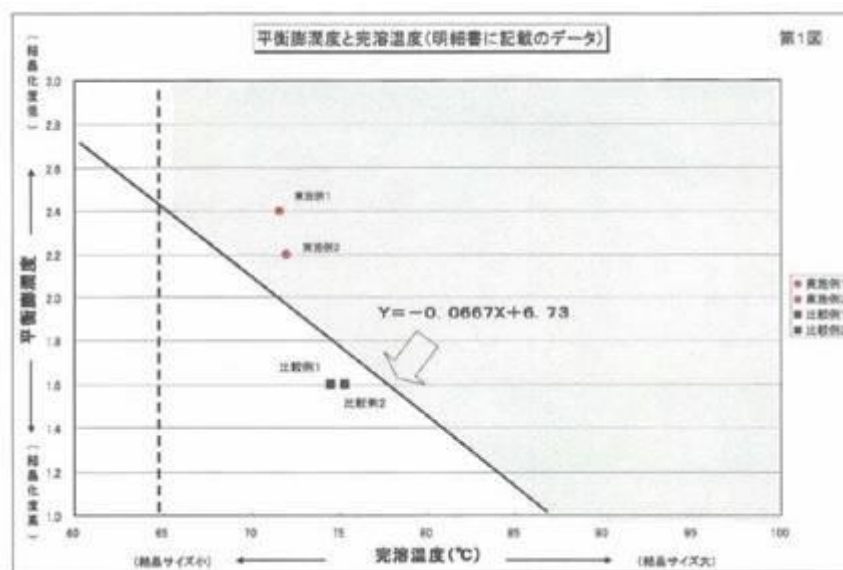


図1 当初明細書に開示されたグラフ

(3) 出願後の実験成績証明書について

出願後に実験成績証明書を提出することによって、1次式の範囲に含まれる実施例（図2の●と○）と、1次式の範囲に含まれない比較例（図2の□）を追加しました。

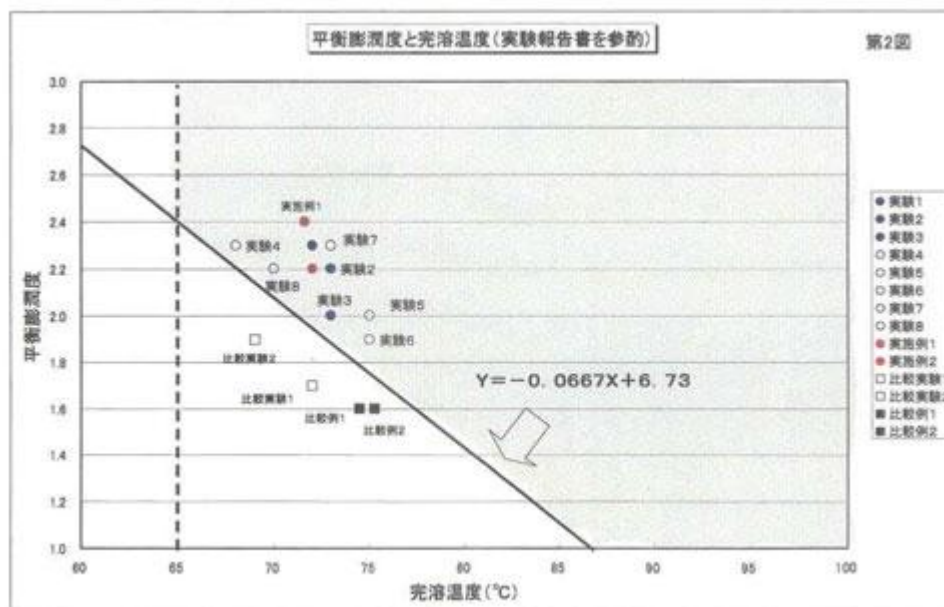


図2 出願後の実験成績証明書で提出されたグラフ

3. 争点

- (1) 明細書のいわゆるサポート要件ないし実施可能要件の適合性の有無
- (2) 実験データの事後的な提出による明細書の記載内容の記載外での補足の可否

4. 当裁判所の判断

- (1) 明細書のいわゆるサポート要件ないし実施可能要件について

第1図（その図示の内容自体は当事者間に争いが無い。）に見るとおり、同XY平面において、上記二つの実施例と二つの比較例との間には、式（I）の基準式を表す上記斜めの実線以外にも、他の数式による直線又は曲線を描くことが可能であることは自明であるし、そもそも、同XY平面上、何らかの直線又は曲線を境界線として、所望の効果（性能）が得られるか否かが区別され得ること自体が立証できていないことも明らかであるから、上記四つの具体例のみをもって、上記斜めの実線が、所望の効果（性能）が得られる範囲を画する境界線であることを的確に裏付けているとは到底いうことができない。

（中略）従来のPVA系偏光フィルムが有する課題を解決し、上記所望の性能を有する偏光フィルムを製造し得ることが、上記四つの具体例により裏付けられていると認識することは、本件出願時の技術常識を参酌しても、不可能というべきであり、本件明細書の発明の詳細な説明におけるこのような記載だけでは、本件出願時の技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば、所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載しているとはいえず、本件明細書の特許請求の範囲の本件請求項1の記載が、明細書のサポート要件に適合するということができない。

- (2) 実験データの事後的な提出について

本件発明のようないわゆるパラメータ発明において、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するために、発明の詳細な説明に、特許出願時の技術常識を参酌して見て、パラメータ（技術的な変数）を用いた一定の数式が示す範囲内であれば、所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載することを要すると解するのは、特許を受けようとする発明の技術的内容を一般に開示するとともに、特許権として成立した後にその効力の及ぶ範囲（特許発明の技術的範囲）を明らかにするという明細書の本来の役割に基づくものであり、それは、当然のことながら、その数式の示す範囲が単なる憶測ではなく、実験結果に裏付けられたものであることを明らかにしなければならないという趣旨を含むものである。そうであれば、発明の詳細な説明に、当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる程度に、具体例を開示せず、本件出願時の当業者の技術常識を参酌しても、特許請求の範囲に記載された発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえないのに、特許出願後に実験データを提出して発明の詳細な説明の記載内容を記載外で補足することによって、その内容を特許請求の範囲に記載された発明の範囲まで拡張ないし一般化し、明細書

のサポート要件に適合させることは、発明の公開を前提に特許を付与するという特許制度の趣旨に反し許されないというべきである。

6. 考察

・パラメータ特許の場合、出願時に当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる程度に、具体例を開示する必要がある。

以上